

山梨県公報

第千六百七号

平成十七年

九月二十九日

木曜日

目次

告示

家畜伝染病の発生(二件)……………六六三

腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定(二件)……………六六三

道路の区域変更(三件)……………六六四

道路の供用開始……………六六五

土地改良事業の施行同意……………六六五

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六六五

平成十六年度における人事行政の運営の状況について……………六六五

平成十六年度における人事委員会の業務の状況について……………六七五

国土調査の成果の認証……………六七九

清算人の就任……………六七九

公安委員会

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………六七九

自転車等の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律附則第三項に規定する市町村の区域の指定の一部改正……………六七九

告示

山梨県告示第四百九十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成十七年九月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
----------	-------	-------------	------	------	-------

山梨県告示第五百号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成十七年九月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

腐蛆病	みつばち	患畜	一	塩山市下萩原	平成十七年九月八日
-----	------	----	---	--------	-----------

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつばち	患畜	三	北杜市須玉町江草	平成十七年九月十二日

山梨県告示第五百一号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成十七年九月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 指定区域
塩山市下萩原、中萩原、上粟生野、下粟生野、千野、上於曾、下於曾、赤尾及び牛奥の区域
- 二 指定家畜の種類
指定区域で飼育されているみつばち
- 三 指定の概要
指定期間 平成十七年九月八日から当分の間
- 四 その他必要な事項
指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、東部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第五百二号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成十七年九月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 指定区域

北杜市須玉町江草（根古屋、平、湯戸、両組、孫平、八巻、駒ヶ入、後藤田、下仲田、上仲田、馬場、漆戸、大渡及び原の区域に限る。）、小倉（上小倉の区域に限る。）、下津金（七子下、戊玄道、名ぞ入及び下原の区域に限る。）及び比志（比志の区域に限る。）の区域

二 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要

指定期間 平成十七年九月十二日から当分の間

四 その他必要な事項

指定家畜及び腐蛆病の病原体を上げるおそれのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第五百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十七年十月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年九月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 塩山停車場大菩薩嶺線

三 道路の区域

区 間	旧 新の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
塩山市大字下粟生野字中田一五七四番地先 から	旧	五・七 八・〇	九六・〇

塩山市大字下粟生野字中村一五五二番一
地
先まで

新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
六・八 一〇・三	九六・〇	

山梨県告示第五百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年十月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年九月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 茅野小淵沢葦崎線

三 道路の区域

区 間	旧 新の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
葦崎市六山町字能見城四二四五番の二地 先から 葦崎市六山町字能見城四二二七番の二地 先まで	旧	五・二 六・二	五八・二
	新	六・二 八・〇	五八・二

山梨県告示第五百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年十月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年九月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 茅野小淵沢葦崎線

三 道路の区域

区 間	旧 新の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧		

山梨県告示第五百六号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十七年十月二十日まで一般の縦覧に供する。 平成十七年九月二十九日 山梨県知事 山本 栄彦	
新 六・〇 七・六	旧 五・二 七・〇
六八・三	六八・三

道路の種類 国道	路線名 朝日小沢猿橋線	区 大月市猿橋町大字猿橋字小倉一五七一番の二地先から 大月市猿橋町大字猿橋字大猿橋一七七番の四地先まで	延長 （メートル） 八四・一	供用開始の 期日 平成十七年十月一日
-------------	----------------	---	----------------------	--------------------------

山梨県告示第五百七号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十七年九月二十一日に土地改良事業（大蔵地区基盤整備促進事業）の施行について同意した。
 平成十七年九月二十九日
 山梨県知事 山本 栄彦

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、民間情報センター

に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年九月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

一 申請のあった年月日 平成十七年九月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 千露里庵倶楽部

2 代表者の氏名 篠崎貞雄

3 主たる事務所の所在地 北杜市大泉町西井出七千四十七番地二

4 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、森林の下刈り・間伐等林床管理・萌芽再生・景観維持事業、里山型・自然共生型ライフスタイルの模索と実践活動等を行い、生物多様性を維持した自然環境と快適な生活環境を両立させる新しい生活文化の創造と、持続可能で豊かな社会の実現及びこれらを担う人材の育成を目指し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十七年九月十日から同年十一月九日まで

● 平成十六年度における人事行政の運営の状況について
 山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年山梨県条例第三号）第二条の規定により任命権者から平成十六年度における人事行政の運営の状況について報告があったので、同条例第六条の規定により次のとおり公告する。
 平成十七年九月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県人事行政の運営状況について

※特に区分が示されていない場合は、教育、警察、企業局等すべてを合計した値

1 任用

(1) 任用形態別の職員数の状況

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		
		平成16年	平成15年	対前年増減数
一 般 行 政 部 門	正式任用	3,541	3,583	-42
	再任用職員(常勤)	2	2	
	再任用職員(短時間)			
	任期付職員(常勤)	1		1
	任期付職員(短時間)			
	小 計	3,544	3,585	-41
特 別 行 政 部 門	正式任用	10,785	10,640	145
	再任用職員(常勤)	16	19	-3
	再任用職員(短時間)			
	任期付職員(常勤)			
	任期付職員(短時間)			
	小 計	10,801	10,659	142
公 営 企 業 会 計 部 門	正式任用	1,021	1,018	3
	再任用職員(常勤)			
	再任用職員(短時間)			
	任期付職員(常勤)			
	任期付職員(短時間)			
	小 計	1,021	1,018	3
合 計		15,366	15,262	104

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。以下同じ。

(2) 職員の採用及び退職等の状況

(平成16年度)

職 種	区 分 採 用	退 職				合 計
		定年	勸奨	自己都合	その他	
一般行政職	125	96	16	10	18	140
医 療 職	93	23	13	73	8	117
技能労務職	5	11	3	1		15
教 育 職	218	98	30	43	37	208
公 安 職	83	18	8	10	9	45
合 計 (構成比%)	524	246 (47)	70 (13)	137 (26)	72 (14)	525

※ 「その他」には、死亡等が含まれる。

(3) 職員の昇任及び降任の状況

(平成16年4月1日現在、公安職については平成16年3月31日現在)

職 種	区 分	昇 任			降 任
		部次長級	課長級	左記以外	
一般行政職		45	197	465	
医 療 職		2	7	45	
技能労務職				22	
教 育 職			81	98	
公 安 職		5	16	134	
合 計		52	301	764	0

※1 教育職については、校長相当職を「課長級」へ、教頭相当職を「左記以外」へ計上
 ※2 公安職については、部室長相当職を「部次長級」へ、参事官・所属長相当職を「課長級」へ計上

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
		平成16年	平成15年		
一 般 行 政 部 門	議 会	24	24		
	総務企画	671	684	-13	総合政策室の廃止、業務体制の見直し等
	税 務	114	119	-5	新税務システム開発業務の終了
	民生・衛生	873	881	-8	福祉業務の体制見直し等
	商工・労働	292	279	13	観光部の新設
	農林水産	891	913	-22	農業普及指導業務の体制見直し等
	土 木	679	685	-6	道路整備業務の体制見直し等
	小 計	3,544	3,585	-41	
特 別 行 政 部 門	教 育	8,945	8,859	86	30人学級の推進等による教員の増員
	警 察	1,856	1,800	56	警察活動強化のための警察官の増員
	小 計	10,801	10,659	142	
公 営 企 業 会 計 部 門	病 院	907	897	10	中央病院の全院開院に向けた体制整備
	企 業 局	114	121	-7	公営企業業務の体制見直し
	小 計	1,021	1,018	3	
合 計		15,366	15,262	104	

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

(5) 定員適正化計画の概要 ※ 平成16年4月1日現在の一般職員が対象(警察・病院の職員及び教員を除く。)

① 定員適正化目標

平成17年度から21年度までの5年間で、職員数の5%の純減を目標とする。

② 定員適正化手法の概要

組織の見直し及び事務事業の見直し(IT化等による事務事業の効率化及び外部委託の推進)に積極的に取り組むことにより、職員数の削減を進める。また、新規行政需要に対しては、職員の再配置で対応する。

③ 定員適正化計画(削減数)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合 計
計 画 数	55	23	42	78	49	247

2 給与

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 (B/A)
平成16年度	平成17年3月31日 880,947人	千円 469,917,816	千円 2,129,352	千円 132,299,666	% 28.2

※ 公営企業会計決算を合算している。

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・更替手当	合 計 B	
平成17年度	人 14,317	千円 64,775,536	千円 10,600,479	千円 26,063,101	千円 101,439,116	千円 7.085

※1 職員手当には退職手当を含まない。

※2 給与費は当初予算に計上された額

※3 公営企業会計予算を合算

(3) ラスハイレズ指数の状況

区 分	平成16年4月1日		
山梨県	99.8	(参考) 全国県平均	99.5

※ ラスハイレズ指数は、地方公共団体の一般行政職の給料月額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスハイレズ方式により対比させて比較し算出したもの。国を100としている。

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成16年4月1日現在)

区 分	一 般 行 政 職			教 育 職 (小中高等学校教員)			公 安 職		
	平均給料 月額	平均給与 月額	平均 年齢	平均給料 月額	平均給与 月額	平均 年齢	平均給料 月額	平均給与 月額	平均 年齢
山梨県	円 360,931	円 428,231	歳 42.6	円 380,902	円 423,144	歳 41.4	円 370,352	円 483,328	歳 42.4

※ 平均給与月額は、給料月額に諸手当（期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除く。）を加え、対象職員数で除した。

(5) 職員の初任給の状況 (平成16年4月1日現在)

区 分		山梨県		国	
		決定初任給	採用2年経過日 給 料 額	決定初任給	採用2年経過日 給 料 額
一般行政職	大学卒	円 177,400	円 190,200	国公Ⅱ種 円 170,700	円 184,400
	高校卒	円 143,300	円 154,300	国公Ⅲ種 円 138,800	円 148,500
教育職 (小中学校)	大学卒	円 198,000	円 212,400	円 191,100	円 205,000
	高校卒	円 153,600	円 168,700	円 147,400	円 160,800
教育職 (高等学校)	大学卒	円 198,000	円 212,400	円 191,100	円 205,000
	高校卒	円 153,600	円 168,700	円 147,400	円 160,800
公安職	大学卒	円 203,000	円 217,400	円 201,500	円 214,700
	高校卒	円 170,400	円 185,900	円 156,700	円 170,400

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成16年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
		一般行政職	大学卒 円 272,118	円 348,273
	高校卒	円 213,300	円 260,450	円 345,871
教育職	大学卒	円 317,441	円 373,168	円 403,760
	高校卒	円 242,101	円 280,072	円 354,209
公安職	大学卒	円 300,482	円 343,858	円 403,733
	高校卒	円 255,250	円 313,280	円 362,250

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成16年4月1日現在)

区分	標準的な 職務内容	職員数 (人)	構成比	1年前の 職員数	構成比	5年前の 職員数	構成比
11級	部長	18	0.5%	19	0.5%	16	0.4%
10級	次長	58	1.5%	60	1.5%	56	1.3%
9級	参事	98	2.6%	106	2.8%	123	2.9%
8級	課長・主幹	844	22.3%	862	22.6%	848	19.8%
7級	課長補佐	380	10.0%	382	10.0%	429	10.0%
6級	主査・副主査	997	26.3%	961	25.2%	991	23.2%
5級	副主査・主任	453	12.0%	470	12.3%	470	11.0%
4級	主任	307	8.0%	307	8.0%	429	10.0%
3級	主事・技師	391	10.3%	437	11.5%	609	14.2%
2級	主事・技師	188	5.0%	171	4.5%	250	5.8%
1級	主事・技師	57	1.5%	41	1.1%	60	1.4%
一般行政職職員数		3,791	100.0%	3,816	100.0%	4,281	100.0%

※1 山梨県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務

(8) 昇給期間短縮の状況 (平成16年度)

	一般行政職	教育職 (小・中・高等)	公安職
職員数 (A)	3,976人	7,720人	1,565人
普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 (B)	1,252人	2,039人	619人
比率 (B) / (A)	31.49%	26.41%	39.55%

(9) 職員手当の状況 (平成16年度)

区 分	山 梨 県		国	
	(平成16年度支給割合)		(平成16年度支給割合)	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当

期末手当	6月期 1. 4月分 0. 7月分 (0. 75)月分 (0. 35)月分	6月期 1. 4月分 0. 7月分 (0. 75)月分 (0. 35)月分
勤勉手当	12月期 1. 6月分 0. 7月分 (0. 85)月分 (0. 35)月分	12月期 1. 6月分 0. 7月分 (0. 85)月分 (0. 35)月分
	合計 3. 0月分 1. 4月分 (1. 6)月分 (0. 7)月分	合計 3. 0月分 1. 4月分 (1. 6)月分 (0. 7)月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
退職手当	(支給率) 自己都合 勤続・定年 勤続20年 21.0月分 27.3月分 勤続25年 33.75月分 42.12月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 無 退職時特別昇給 無 1人当たり平均支給額 2,213千円 28,006千円	(支給率) 自己都合 勤続・定年 勤続20年 21.0月分 27.3月分 勤続25年 33.75月分 42.12月分 勤続35年 47.5月分 59.12月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 無 退職時特別昇給 無

※1 ()内は、再任用職員に係る支給割合

※2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額

特殊勤務手当	区 分	全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	33.6 %
	支給職員1人当たり平均支給年額	90,099 円
	手 当 の 種 類 (手 当 数)	47
	手 当 の 名 称	
税務手当 社会福祉業務従事手当 防疫等作業手当 医師診療実験従事手当 種雄牛馬 取扱手当 爆発物取扱手当 と畜業務従事手当 精神保健福祉業務従事手当 夜間看護 手当 有害薬害物取扱手当 放射線取扱手当 危険現場作業手当 し尿浄化槽等検査手 手当 特殊自動車運転等作業手当 ダム管理作業手当 用地交渉手当 保健衛生業務従事 手当 災害出動手当 分娩介助手当 消防実技訓練指導手当 道路上作業手当 病院 業務従事手当 温室内作業手当 多学年学級担当手当 昼間部夜間部兼務手当 学校 兼務手当 通信教育従事手当 教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 刑事手 当 犯罪鑑識手当 特殊自動車運転手当 看守、護送手当 術科指導手当 警ら手当 少年 補導手当 夜間特殊作業手当 交通警察業務手当 死体処理手当 救助捜索手当 航 空手当 銃器犯罪捜査従事手当 身辺警護等作業手当 鹵検定作業手当 自動車整備 業務従事手当 早朝勤務手当 企業従事手当		

※1 普通会計決算及び公営企業会計決算の人件費の状況のうち特殊勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

時間外勤務手当	支 給 総 額	2,163,084 千円
	職員1人当たり支給年額	328 千円

※1 普通会計決算と公営企業会計決算を合算し、人件費の状況のうち時間外勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

扶養手当	内 容	国の制度との異同
	1 配偶者 月額 13,500円 2 配偶者以外の扶養親族 2人目まで月額 6,000円 3人目以降月額 5,000円 16歳から22歳までの子に対しては1人 5,000円の加算措置 ※配偶者以外の扶養親族の範囲 22歳未満の子及び孫、60歳以上の 父母及び祖父母、22歳未満の弟妹、 重度心身障害者	1 国と同じ 2 国と同じ
住居手当	1 職員の居住する借家・借間 自ら借り受け居住している住宅で月額 12,000円を超える家賃を負担している 職員 ・家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 ・家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額-23,000円) ×1/2+11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円(支給限度額) ※100円未満は切り捨て	1 国と同じ
	2 自宅 月額 4,000円 ※所有に準ずる住宅 職員の扶養親族の所有する住宅等	2 月額 2,500円 ※新築・購入から5年間を限度に 支給
	3 単身赴任における配偶者等の居住する 住居手当	3 自宅に関しては支給制度無し

通勤手当	1又は2の1/2の額	
	1 交通機関を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、交通機関での通勤を常例とする職員 ・1ヶ月運賃等が55,000円以下の場合職員が負担している運賃等 ・1ヶ月運賃等が55,000円を超える場合 55,000円+(1ヶ月運賃等-55,000円)×1/2 ※1ヶ月運賃等:6ヶ月定期券の1ヶ月当たりの価額又は回数券等の安価な額で算定	1 55,000円超過分の支給無し
	2 自動車等を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、乗用車等での通勤を常例とする職員 ・四輪自動車 通勤距離に応じて2km以上20km以下は、3,000円~11,800円(20kmを超える場合は1km毎に580円を加算) ・四輪自動車以外 通勤距離に応じて2km以上60km未満は2,000円~23,600円(60km以上は24,500円が限度額)	2 四輪自動車と四輪自動車以外の区分無し 使用距離区分が相違 ※2km以上60km未満2,000円~23,600円(60km以上は24,500円が限度)
	3 1及び2を併用する場合 1及び2によりそれぞれ算出した額の合計額	3 国と同じ
4 特急等を利用する場合 異動等による通勤困難者に特急利用料金等の1/2を1~3で算出した通勤手当額に加算支給(限度額20,000円) ※特急利用料金等 JR特急料金及び高速道路等有料道路の利用料金	4 国と同じ	

(10) 義務教育諸学校の教員給与の一般行政職に対する優遇度の状況 (平成16年4月1日現在)

高等学校教育職 (給料、教職調整額及び義務教育等教員特別手当の平均月額)	小・中学校教育職 (給料、教職調整額及び義務教育等教員特別手当の平均月額)	一般行政職 (給料及び給料の調整額の平均月額)	一般行政職を100とした場合の教員の比率	
			高等学校教育職	小・中学校教育職
387,693円	397,236円	360,931円	106.5	105.5
平均年齢 40.6歳	平均年齢 41.7歳	平均年齢 42.6歳		

※1 この表は、学校教育の水準の向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法第3条に基づき、義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部)の教員の給与の優遇措置の状況を明らかにするもの

※2 「一般行政職を100とした場合の教員の比率」とは、教員と一般行政職の給与を学歴別、経験年数別に対応させ、ハーシェ方式により比較したもの

(11) 特別職の報酬等の状況 (平成16年4月1日現在)

区分	給料	月額	額	等
給料	知事	1,	260,	000円
	副知事	970,	000円	
	出納長	850,	000円	
	公営企業管理者	820,	000円	
報酬	議長	920,	000円	
	副議長	830,	000円	
	議員	780,	000円	
期末手	知事	(平成16年度支給割合)		
	副知事	6月期	2.	1月分
	出納長	12月期	2.	3月分
	公営企業管理者	合計	4.	4月分
		(平成16年度支給割合)		

当	議副議	議長	長員	6月期 12月期 合計	1. 6月分 1. 7月分 3. 3月分
退職手当	知副出 公営企業管理者	知納長	事事務 事務長	(算定方式) 給料月額(円) × 在職月数 × 6.5 / 100 (同一職通算) 給料月額(円) × 在職月数 × 4.5 / 100 (同一職通算) 給料月額(円) × 在職月数 × 3.0 / 100 (同一職通算) 給料月額(円) × 在職月数 × 3.5 / 100 (同一職通算)	(在職期間)

※ 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間においては、次のとおり知事等の給与及び議会議員の報酬のカットを行っている。

知事：5% 副知事、出納長、公営企業管理者、常勤監査委員：3%
議長：5% 副議長：4% 議員：3%

3 勤務時間

(1) 一般職員の年次有給休暇の使用状況 ※ 平成16年1月1日～平成16年12月31日の平均使用日数

知事部局：8. 8日 教育委員会（県立学校教員含む）：9. 5日

警察部局：5. 0日 企業局：12. 8日

(2) 育児休業及び部分休業の取得状況 (平成16年度)

	育児休業 取得者数	うち両 休業 取得者 数	部分休業 取得者数	平成16年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員 (育児休業対象者数)			
				うち育児休 業取得者数	うち両休 業 取得者数	うち部分休 業 取得者数	うち部分休 業 取得者数
男性職員	1			264	1		
女性職員	202 213	1	1 1	203	202		
合計	203 213	1	1 1	467	203		

※1 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」及び「うち両休業取得者」欄の上段は、平成16年度に新たに育児休業（部分休業）を取得した者、下段は、育児休業（部分休業）の期間が平成15年度から16年度にかけて引き続いている者の数

※2 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」及び「うち両休業取得者数」欄の上段の平成16年度に新たに育児休業を取得した者の数には「平成16年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員で育児休業（部分休業）した職員」と「平成15年度中に育児休業が取得可能となったが、平成16年度に新規に育児休業（部分休業）をした職員」の両方が含まれるので、「平成16年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち育児休業取得者数」、「平成16年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち部分休業取得者数」及び「平成16年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち両休業取得者数」の各々と必ずしも一致するわけではなく、また下回ることはない。

(3) 介護休暇の取得状況 (平成16年度)

	介護休暇 取得者数	休暇の取得形式			
		合計	全日型中心	時間型中心	その他
男子職員	1	1	1		
女子職員	14	14	14		
合計	15	15	15	0	0

4 分限及び懲戒

(1) 分限処分者数 (平成16年4月1日～平成17年3月31日) (単位：人)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
	2	64		66	0

※1 対象職員は、一般職に属するすべての職員

※2 分限処分者数

ア 平成16年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしている。

イ 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなしている。

(2) 処分事由別分限処分件数 (平成16年4月1日～平成17年3月31日)

区分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)		1			1	
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)			63		63	
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)		2			2	
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)						
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)			1		1	
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)						
合計		3	64		67	0
法第28条第4項により失職した者					0	

※1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上
 ※2 法とは地方公務員法をいう。

(3) 懲戒処分者数 (16年4月1日～17年3月31日) (単位:人)

戒告	減給	停職	免職	合計
3	4	2	3	12

(4) 処分事由別懲戒処分件数 (平成16年4月1日～平成17年3月31日)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)	2	3	2	3	10
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)	2	2		1	5
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)	1	2		2	5
合計	5	7	2	6	20

※1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上
 ※2 法とは地方公務員法をいう。

5 服務

(1) 服務規律の遵守に関する取組 (平成16年度)

任命権者	取組内容	職員への周知方法
知事	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
教育長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
警察本部長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知、指示及び掲示
公営企業管理者	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知

(2) 兼業の許可件数 (平成16年度)

任命権者	件数
知事	19
教育長	8
警察本部長	
公営企業管理者	1
合計	28

6 研修

(1) 研修実績

(平成16年度)

区 分	内 容	修了者等
自己啓発	職員自ら研究及び修養を行う(通信教育講座、自主研究等)。	110名
職場研修	日常の職務を通じて必要な知識、技術等を習得するとともに、職務研究及び職務改善を進めるため、職員の所属する職場において行う研修(職場研修指導者養成研修、公務員倫理指導者養成研修等)	—
部局研修	職務遂行上必要とされる基礎的・専門的知識、技術を付与する各部局が行う研修	3,238名
一般研修 (職員研修所研修)	新任職員研修、主事・技師研修、主任研修、リーダー研修、課長補佐研修、所属長研修、部局長・次長研修及び技能労務職員研修	750名
特別研修 (職員研修所研修)	政策形成能力養成コース、意識改革コース、職務活用能力養成コース及び合同交流研修	837名
国内研修	自治大学校、総務省、民間企業、シンクタンク、大学院等	51名
海外研修	自治体国際化協会、韓国忠清北道、若手職員海外派遣、海外自主研修等	33名

7 勤務成績の評定の概要

知事部局： 地方公務員法第40条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。

教育委員会： 地方公務員法第40条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第46条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員及び教員の執務について勤務成績の評定を行っている。

警察部局： 地方公務員法第40条及び山梨県警察職員の勤務評定の実施に関する訓令に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。

企業局： 地方公務員法第40条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。

8 福祉及び利益の保護

(1) 職員の厚生福利に関する計画 (平成16年度)

① 職員の健康管理に関する取組状況

事業名	概要
労働安全衛生管理体制の整備	衛生管理者・産業医資格取得講習会への職員派遣 安全衛生委員会・安全衛生推進者等の研修会開催
一般健康相談・ストレス相談の開催(知事部局、教育委員会及び企業局)	衛生管理医(内科・精神科医師)による、定例の健康相談を開設
部外カウンセラーによるストレス相談窓口等の設置(警察部局)	カウンセラーとして、臨床心理士・医師・弁護士を委嘱し、職員の様々な悩みに対する相談窓口を確保

(2) 職員の厚生福利の実施状況 (平成16年度)

① 職員の健康診断の実施状況

項目	概要	検診項目	受診者数

定期・成人病等各種検診	肺結核や生活習慣病を早期発見するために、人間ドックを除く全職員を対象に実施	年齢及び業務内容等に応じて実施 問診、胸部X線、血圧、尿、視力、聴力、血中脂質、肝機能、貧血、糖代謝、腎機能、心電図及び眼底	知事部局：3,011人 教育委員会：2,914人 警察部局：1,353人 企業局：86人
人間ドック	生活習慣病予防対策として1日又は2日の総合的な精密検診を実施	問診、診察、視力、聴力、眼底、眼圧、胸部X線、血液検査、尿、超音波検査等	知事部局：1,385人 教育委員会：528人 警察部局：518人 企業局：49人
特殊業務従事者検診	放射線業務・有害薬品・血液・有機溶剤・有機リン・鉛・家畜等取扱者を対象に業務毎に必要な検査を実施	肝機能、貧血、血液像、HBs抗原抗体、尿、尿中代謝物、トリウラム等	知事部局：679人 教育委員会：119人 警察部局：277人
深夜業務従事者健康診断	交替制勤務等により、深夜業務（午後10時～午前5時の業務）に従事する職員を対象に実施	問診、診察、血圧、尿、血液及び心電図	警察部局：537人 企業局：9人

② 職員のレクリエーションの実施状況

項目	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
職員体育大会（知事部局及び企業局）	職員の元気回復及び健康増進を図るため、各種のスポーツ、健康増進教室等を実施した。	職員及び家族	小瀬スポーツ公園、緑が丘体育館等	平成16年9月10日、10月31日等	約3,000人
職員互助会補助事業（知事部局及び企業局）	職員の福利厚生を増進を図るため、職員互助会が実施するライフプラン講習会、職員文化展等の福利厚生事業に補助した。	職員及び家族	自治会館、県立美術館等	平成16年7月21日、10月15日、11月12日、平成17年1月26日～30日等	約5,000人
教職員互助団体補助事業	職員の福利厚生を増進を図るため、教職員互助団体が実施する教職員囲碁大会等の福利厚生事業に補助した。	職員及び家族	教育会館、JA会館等	平成16年7月10日、11月20日、11月23日等	約8,000人
職員互助会補助事業（警察部局）	職員の福利厚生を増進を図るため、職員互助会が実施する職員文化展等福利厚生事業に補助した。	職員及び家族	岡島7階催事場等	平成17年1月19日～25日等	約1,900人

● 平成十六年度における人事委員会の業務の状況について

山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年山梨県条例第三号）
第四条の規定により、人事委員会から次のとおり平成十六年度における人事委員会の業
務の状況について報告があった。

平成十七年九月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県人事委員会業務報告

1 競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の実施状況

ア 実施日（中級は実施せず。）

種 類	1次試験日	2次試験日	最終合格発表日
警察官A B (10月採用)	5月16日	6月2日(1回目) 6月28、29日(2回目)	7月30日
上 級	6月27日	7月19日(1回目) 7月20日(2回目) 8月4～9日(3回目)	8月27日
初級・学校職員・ 資格免許	9月26日	10月18日(1回目) 10月25、27日(2回目)	11月12日
民間企業経験者	9月19日	10月24日(1回目) 11月7日(2回目)	11月19日
警察官A B (4月採用)	9月19日	10月8日(1回目) 11月4～5日(2回目)	11月19日
身障者選考	9月19日、29日		10月8日

イ 競争試験の実施状況（中級は実施せず。）

種 類	採用予定 数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	受験率 (%)	第一次合格 者数 (人)	最終合格 者数 (人)	競争倍率 (倍)
警察官A (10月採用)	17	334	284	85.0	65	19	14.9
警察官B (10月採用)	13	508	438	86.2	54	13	33.7
上級	91	1,203	1,003	83.4	187	93	10.8
初級	6	86	77	89.5	20	7	11.0
学校職員	11	99	91	91.9	22	11	8.3
資格免許	2	11	10	90.9	7	2	5.0
民間企業経験者	3	129	107	82.9	12	3	35.7
警察官A (4月採用)	18	456	355	77.9	63	22	16.1
警察官B (4月採用)	11	203	171	84.2	40	13	13.2
身障者選考	1	5	4	80.0		1	4.0
合 計	173	3,034	2,540	83.7	470	184	13.8

(2) 採用選考の実施状況

職	部局					合 計
	知 事	教育委員会	警 察	そ の 他		
部長及びその相当職	1					1
課長及びその相当職	5	3	3			11
課長補佐及びその相当職	69	26				95
係長及びその相当職	19	11	1			31
上記以外	86	1	7	3		97
合 計	180	41	11	3		235

(3) 昇任選考の実施状況

職	部局					合 計
	知 事	教育委員会	警 察	そ の 他		
部長及びその相当職	42			5		47
課長及びその相当職	78	17	11	6		112
課長補佐及びその相当職	233	54	24	8		319
係長及びその相当職	202	59	42	12		315
上記以外	119	13	14	4		150
合 計	674	143	91	35		943

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 報告

- ・ 公民給与の較差（△35円、△0.01%）が極めて小さく、月例給の改定見送り
- ・ 期末・勤労手当（特別給）は民間の支給月数と均衡
- ・ 寒冷地手当は人事院勧告の内容に準じて改定（平成17年4月1日実施）
- ・ 公務運営の改善について
 - 1 新たな人事・給与制度への検討

- 2 任用・勤務形態の多様化への対応
- 3 総実勤務時間の縮減
- 4 男女共同参画の推進
- 5 健康管理対策の充実

(2) 勧告

① 勧告日 平成16年10月15日

② 公民格差

民間給与		職員給与(比較給与)		本 格 差		比 率	
		平均年齢		(A - B)		(C / B × 100)	
A	円	B	円	C	円	%	
388,849		388,884	42.5 歳	△35		△0.01	
遡及決定分				D	円	D / B × 100	
				-		-	
公民格差 (C + D)				E	円	E / B × 100	
				△35		△0.01	

積残事業所比率 (-) % 積残事業所の平均給与改定率 (-) %

③ 給与改定

改定後の平均給与月額		平均改定額		平均改定率	
F	円	G (F - B)	円	F / B × 100	
-		-		-	

④ 特記事項 特になし

⑤ 平均給与月額

平均年間給与額 (勧告後)		平均年間給与額 (勧告前)		増加(減少)額		増加(減少)率	
H	円	I	円	J (H - I)	円	J / I × 100	
388,884		388,884		-		-	

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 継続状況

区 分	係 属 件 数			処 理 件 数						翌年度への繰越 (A) - (B)
	前年度からの繰越	新規要求	合計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定			
							全 部 認 可	一 部 認 可	全 部 否 認	
給与										
旅費										
勤務時間										
休暇										
執務環境										
厚生福利										
転任										
任用										
その他										
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 完結事案一覧表

事案番号	要求者	要求内容	完結年月日	判定
対象事案なし				

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 係属状況

区 分	係 属 件 数			処 理 件 数						翌年度への繰越 (A) - (B)
	前年度からの繰越	新規要求	合計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定			
							全 部 認 可	一 部 認 可	全 部 否 認	
分限処分										0
降給										0
降任										0
休職										0
分限免職		1	1							0

懲戒	戒告													0
戒	減給													0
処	停職													0
分	懲戒免職													0
	転任													0
	その他													0
	合計	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

(2) 完結事案一覧表

事案番号	処分者	処分の内容	完結年月日	判定
対象事案なし				

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成十七年九月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 調査を行った者の名称

身延町及び南部町

二 調査を行った時期

身延町 平成十五年十月二十日から平成十六年三月三十日まで

南部町 平成十四年十月二十二日から平成十五年二月五日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

身延町大字上之平の一部地区

南部町大字福土の一部地区

五 認証年月日

平成十七年九月十五日

● 清算人の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項の規定において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した増田土地改良区から次のとおり清算人の就任の届出があった。

平成十七年九月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

清算人氏名	住 所	就 任 年 月 日
田中 武紀	笛吹市八代町増利一九二五番地	平成十七年三月二十五日
小山 一昭	笛吹市八代町増利一九三三番地	平成十七年三月二十五日

公安委員会

山梨県公安委員会規則第十五号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年九月二十九日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二日下部都留の部に次のように加える。

上 塩 野 原 山							
交 通	地 域	刑事生活安全			警 務		
		鑑 識	捜 査	生 活 安 全	警 備	警 務	会 計
交 通	地 域	自動車警ら班					

別表第二長坂鯉沢南部市川塩山大月上野原の部中、「長坂鯉沢南部市川塩山大月上野原」を「長坂鯉沢南部市川大月」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年九月三十日から施行する。

山梨県公安委員会告示第八十四号

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律附則第三項に規定する市町村の区域の指定平成十六年山梨県公安委員会告示第二十七号の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月二十九日

山梨県公安委員会

委員長 吉 臭 信 一

「同郡三珠町、同郡市川大門町、同郡六郷町」を「同郡市川三郷町」に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番